

宿泊約款

令和6年 5 月 10 日

第1条 [本約款の適用範囲]

1. 島のお宿 らふ(以下、当館)が締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この契約の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。また、この規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条 [宿泊契約の申込み]

1. 当館に宿泊契約の申込みをする代表者には、次の事項を当館へ申し出て頂きます。
 - (1)代表者を含む宿泊者全員の氏名
 - (2)代表者の住所、電話番号
 - (3)宿泊日、出発日
 - (4)宿泊者全員の性別の内訳、年齢区分
 - (5)外国籍の宿泊者にあつては、国籍、旅券番号
 - (6)その他、当館が必要と認めた事項
2. 宿泊者が宿泊中に、すでに契約した宿泊日を超えて宿泊を継続する申入れをした場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 18歳未満(高校生含む)の宿泊者のみでの宿泊は、保護者の許可が無い限りお断り致します。宿泊にはご宿泊者全員分の保護者同意書の提出が必要となります。

第3条 [宿泊契約の成立]

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当館が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
2. 宿泊料金は、第4条及び第5条に該当する場合は、違約金、次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。ただし、銀行振込に関わる手数料は宿泊者に負担いただきます。

第4条 [当館による宿泊契約締結の拒否と解除]

1. 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。また成立済みの宿泊契約であっても契約を解除することがあります。
 - (1)満室あるいは宿泊可能な部屋が満床で、宿泊客室に余裕がないとき。
 - (2)宿泊の申込みがこの契約によらないものであるとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)宿泊しようとする者が、次の事項に該当すると認められるとき。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。
 - (5)宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

(6)宿泊しようとする者が、利用施設もしくは利用施設職員に対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(7)天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

(8)宿泊しようとする者が、他の宿泊者の迷惑となる言動や行為を当館が認めたとき。

第5条 [宿泊者による宿泊契約の解除]

1. 宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、違約金を申し受けます。

宿泊日の2日前に解除した場合 宿泊費の30%
宿泊日の前日に解除した場合 宿泊費の50%
宿泊日当日に解除した場合及び21時までに着になつた場合 宿泊費の100%
3. 当施設は宿泊者が**宿泊日当日の21時になつても到着しないとき、その宿泊予約は取消しされたものとみなして処理することがあります。**この場合においても前項の解除に関する違約金を申し受けます。

第6条 [宿泊の登録]

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館受付において次の事柄を登録していただきます。
 - (1)代表者を含む宿泊者全員の氏名
 - (2)代表者の住所、電話番号、性別
 - (3)宿泊日、出発日、同室者の年齢区分
 - (4)外国籍の宿泊者にあつては、国籍、旅券番号
 - (5)その他、当館が必要と認めた事項

第7条 [当館の利用時間]

1. 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は当館が規定するチェックイン時間からチェックアウト時間までとします。時間外は客室だけでなく当館の全施設が利用できません。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第8条 [料金の支払い]

1. 宿泊料金の支払いは現金にて、宿泊者の到着の際にフロントで行っていただきます。
2. また、宿泊料金振込の場合は、当館が指定する期日までに銀行振込または現金にてお支払いいただきます。
3. 当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になつたのち、宿泊者が任意に宿泊しなかつた場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第9条 [利用規約の遵守]

1. 宿泊者は当館の利用規約に従っていただきます。

第10条 [当館の責任]

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものと証明された場合に限りです。

宿泊約款

令和6年 5 月 10 日

2. 当館は、宿泊者の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。保険契約上の免責事由に該当するときは、宿泊者の被った損害が填補されない場合があります。

第11条 【宿泊者の責任】

1. 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第12条 【寄託物等の取扱い】

1. 宿泊者の物品又は現金並びに貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

第13条 【宿泊者の手荷物又は携帯品の保管】

1. チェックイン以前に、宿泊者が手荷物を当館に預けるあるいは配送する場合は、営業時間内に限り受付いたします。当館が手荷物を預かることを了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 前項に定める手荷物預かりは有料サービスです。当館と手荷物預けの希望者は宿泊契約とは別に手荷物預かりの契約を結ぶこととします。ただし、宿泊者は到着日から出発日の間に限り、手荷物預かりの契約なしに無料で手荷物を当館に預けることができます。
3. 当館の手荷物預かりサービスにおいて、次の各の各号に掲げる物品はフロントではお預かりできません。
- (1) 現金・貴重品（証券、貴金属類、重要書類、設計図面等で 30万円相当以上のもの及び手荷物一時預かり使用者において貴重品と判断されるもの）
 - (2) 動物等
 - (3) 揮発性又は爆発物等の危険品
 - (4) 鉄砲、刀剣類及び犯罪に供えされる恐れのあるもの
 - (5) 生もの、臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの。
 - (6) 不潔なものの及び保管場所（倉庫）を汚損・き損する恐れのあるもの
 - (7) 法律で所持、携帯を禁じられているもの、保管に適さないと認められるもの
4. 当館の手荷物預かりサービスにおいて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、3万円限度としてその損害を賠償いたします。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものであると証明された場合に限りです。
5. 当館の手荷物預かりサービスにおいて、次号の場合は保管品に滅却又はき損等の損害を生じても当館は責任を負わないものとします。
- (1) 天災事変等の不可抗力によるもの
 - (2) 司法権等の発動により関係官公署から保管品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
 - (3) 盗用による場合
 - (4) その他当方が責めに帰さない場合
6. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当館が相当と考える措置をとる事とします。

当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め1週間保管後、廃棄いたします。

第14条 【支配する国語】

1. 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときには、日本語がすべての点について支配するものとします。

第15条 【インターネット通信の使用】

1. 当館内でのインターネット通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。
- インターネット通信の利用に際し、当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合、または生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。または生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第16条 【本約款の変更】

1. この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

田

利用規約

令和6年 5 月 10 日

島のお宿 らふでは、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、次の通り利用規約を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

この規約をお守り頂けない場合は、当館内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おき下さい。

1.[適用範囲]

(1) 当館の全施設(宿泊施設、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当館内諸施設」といいます。)ご利用の来館者に適用させていただきます。

但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用いたします。

2.[営業時間について]

チェックイン…16:00～21:00時 チェックアウト…10:00まで

食堂の営業時間 朝7:00～9:30 夜18:00～20:00

3.[火災予防および保安に関すること]

(1) 当館内諸施設は全館禁煙です。

(2) フロントを含む従業員エリア、倉庫等お客様用以外の施設には立ち入らないで下さい。

4.[お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること]

(1) お預かり品の保管は、お預かりの日から原則1週間となっております。それ以降は、当館にて処分させていただきます。お忘れ物、拾得物の処置は法令(遺失物法)に基づいてお取扱いさせていただきます。

5.[当館内諸施設に関すること]

(1) 宿泊者以外の方の宿泊者用エリアへの立ち入りはお断りします。宿泊者以外の方は、1階の共有エリア、フロント営業時間内に限ってご利用いただけます。

(3) 当館の洗濯機および乾燥機は有料にて利用いただけますが、利用後は直ちに洗濯物を取り出し、次の利用者の妨げにならないようにして下さい。また23時～翌8時までの間は、騒音対策のためご利用をお断りしています。

(4) 施設設備の利用可能時間について

原則フロント営業時間内

(5) 宿泊客が当館の館内設備を利用できる時間は、チェックイン日の16時からチェックアウト日の10時までとします。チェックイン前、チェックアウト後は、館内設備を利用いただけません。

6.[行動に関すること]

(1) 当館ご利用のお客様は必ず当館スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館頂く場合がございます。

(2) 21時以降、翌朝8時までの当館内の入退は当館とご契約頂いたお客様のみ可能となります。

(3) 当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従ってお捨て下さい。

(4) 当館内で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。

(5) 当館内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。

(6) 23時以降は、他のお客様の迷惑にならないよう音などにお気を付けください。

7.[責任に関すること]

(1) 当館利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

8[その他の禁止事項]

(1) 当館内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。

(2) 当館内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。

(3) 著しく不潔な身体または服装により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れが認められること。

(4) 客室を当館の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。

(5) 当館内施設に他のお客様の迷惑になるものをお持ちになること。

(6) 当館内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当館の許可なく他の場所へ移動させたりする等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。

(7) 当館内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。

(8) 許可なしに当館内諸施設の写真等を撮影すること。

撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。

(9) その他当館が不適当と判断する行為。

9.[情報に関すること]

(1) 当館の屋号、島のお宿 らふを当館以外の第三者が使用することを禁じます。

(2) 当館は簡易宿所に定義されるゲストハウスとなり、旅館業営業許可にて運営を行っております。

(3) 当館ご利用時にご登録頂いた個人情報等の取扱いに関しては当館の定めるプライバシーポリシーに従います。

(4) 当館ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当館の任意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。

(5) 当ウェブサイトや当館のSNSに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。無断で使用する事を禁じます。

(6) 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

10.[当館スタッフの館内巡回に関すること]

(1) 館内の清掃・巡回に関しましてはスタッフがそれを行う場合がございます。予めご理解・ご了承下さい。

附則 本規則は、2025年5月10日より施行します。